

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日の
翌日)

人事委員会規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年十二月鳥取県条例第三十三号。以下「昭和五十九年改正条例」という。）附則第二項の規定に基づき、同項に規定する職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 昭和五十九年改正条例附則第二項に規定する職員のうち、昭和五十九年四月一日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の給料月額が別表のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧給料月額欄に掲げられている職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する切替表の新給料月額欄に定める

目 次

◇ 人委規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)附則第十四項の規定の適用については、切替日の前日におけるその者の給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間)を切替日におけるその者の給料月額を受ける期間に通算する。

(特定の職員の切替え)

第四条 昭和五十九年改正条例附則第二項に規定する職員のうち切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧給料月額欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、昭和五十九年改正条例附則第二項に規定する職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用する。

別表 (第二条関係) 最高号給を超える給料月額額の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける者

特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
旧給料額 円 453,100	旧給料額 円 371,600	旧給料額 円 343,300	旧給料額 円 316,800	旧給料額 円 273,900	旧給料額 円 226,300	旧給料額 円 176,900	旧給料額 円 128,900
新給料額 円 467,000	新給料額 円 383,300	新給料額 円 354,000	新給料額 円 326,500	新給料額 円 282,400	新給料額 円 233,400	新給料額 円 182,400	新給料額 円 133,000
旧給料額 円 457,900	旧給料額 円 375,900	旧給料額 円 347,100	旧給料額 円 320,400	旧給料額 円 276,300	旧給料額 円 228,500	旧給料額 円 178,900	旧給料額 円 130,500
新給料額 円 471,800	新給料額 円 387,600	新給料額 円 357,800	新給料額 円 330,100	新給料額 円 284,800	新給料額 円 235,600	新給料額 円 184,400	新給料額 円 134,600
旧給料額 円 462,700	旧給料額 円 380,200	旧給料額 円 350,900	旧給料額 円 324,000	旧給料額 円 278,700	旧給料額 円 230,700	旧給料額 円 180,900	旧給料額 円 132,100
新給料額 円 476,600	新給料額 円 391,900	新給料額 円 361,600	新給料額 円 333,700	新給料額 円 287,200	新給料額 円 237,800	新給料額 円 186,400	新給料額 円 136,200
旧給料額 円 467,500	旧給料額 円 384,500	旧給料額 円 354,700	旧給料額 円 327,600	旧給料額 円 281,100	旧給料額 円 232,900	旧給料額 円 182,900	旧給料額 円 133,700
新給料額 円 481,400	新給料額 円 396,200	新給料額 円 365,400	新給料額 円 337,300	新給料額 円 289,600	新給料額 円 240,000	新給料額 円 188,400	新給料額 円 137,800
旧給料額 円 472,300	旧給料額 円 388,800	旧給料額 円 358,500	旧給料額 円 331,200	旧給料額 円 283,500	旧給料額 円 235,100	旧給料額 円 184,900	旧給料額 円 135,300
新給料額 円 486,200	新給料額 円 400,500	新給料額 円 369,200	新給料額 円 340,900	新給料額 円 292,000	新給料額 円 242,200	新給料額 円 190,400	新給料額 円 139,400

ロ 公安職給料表の適用を受ける者

1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
旧給料額 円 384,900	旧給料額 円 369,500	旧給料額 円 346,900	旧給料額 円 319,500	旧給料額 円 308,300	旧給料額 円 284,100	旧給料額 円 265,600
新給料額 円 396,900	新給料額 円 381,000	新給料額 円 356,900	新給料額 円 329,500	新給料額 円 308,300	新給料額 円 293,000	新給料額 円 273,800
旧給料額 円 389,000	旧給料額 円 373,300	旧給料額 円 350,500	旧給料額 円 322,500	旧給料額 円 311,200	旧給料額 円 286,800	旧給料額 円 268,200
新給料額 円 401,000	新給料額 円 384,800	新給料額 円 350,500	新給料額 円 332,500	新給料額 円 311,200	新給料額 円 295,700	新給料額 円 276,400
旧給料額 円 393,100	旧給料額 円 377,100	旧給料額 円 354,100	旧給料額 円 325,500	旧給料額 円 314,100	旧給料額 円 289,500	旧給料額 円 270,800
新給料額 円 405,100	新給料額 円 388,600	新給料額 円 354,100	新給料額 円 335,500	新給料額 円 314,100	新給料額 円 298,400	新給料額 円 279,000
旧給料額 円 397,200	旧給料額 円 380,900	旧給料額 円 357,700	旧給料額 円 328,500	旧給料額 円 317,000	旧給料額 円 292,200	旧給料額 円 273,400
新給料額 円 409,200	新給料額 円 392,400	新給料額 円 357,700	新給料額 円 338,500	新給料額 円 317,000	新給料額 円 301,100	新給料額 円 281,600
旧給料額 円 401,300	旧給料額 円 384,700	旧給料額 円 361,300	旧給料額 円 331,500	旧給料額 円 319,900	旧給料額 円 294,900	旧給料額 円 276,000
新給料額 円 413,300	新給料額 円 396,200	新給料額 円 372,000	新給料額 円 341,500	新給料額 円 319,900	新給料額 円 303,800	新給料額 円 284,200

ハ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける者

特 1 等級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額
408,800	421,300	391,200	403,200	348,600	359,500	256,600	264,700
413,400	425,900	395,400	407,400	351,600	362,500	258,800	266,900
418,000	430,500	399,600	411,600	354,600	365,500	261,000	269,100
422,600	435,100	403,800	415,800	357,600	368,500	263,200	271,300
427,200	439,700	408,000	420,000	360,600	371,500	265,400	273,500

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける者

特 1 等級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額
386,100	398,100	364,000	375,200	337,400	347,900	227,200	234,300
390,200	402,200	367,000	378,200	340,000	350,500	229,300	236,400
394,300	406,300	370,000	381,200	342,600	353,100	231,400	238,500
398,400	410,400	373,000	384,200	345,200	355,700	233,500	240,600
402,500	414,500	376,000	387,200	347,800	358,300	235,600	242,700

ホ 研究職給料表の適用を受ける者

1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額
452,500	466,400	329,400	339,600	274,100	282,600	222,300	229,200
456,700	470,600	332,900	343,100	277,300	285,800	224,800	231,700
460,900	474,800	336,400	346,600	280,500	289,000	227,300	234,200
465,100	479,000	339,900	350,100	283,700	292,200	229,800	236,700
469,300	483,200	343,400	353,600	286,900	295,400	232,300	239,200

ヘ 医業職給料表(ロ)の適用を受ける者

1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額	旧給料 月 額	新給料 月 額
472,300	486,800	432,600	445,900	388,300	400,300	308,900	318,500
477,100	491,600	436,900	450,200	392,000	404,000	312,000	321,600
481,900	496,400	441,200	454,500	395,700	407,700	315,100	324,700
486,700	501,200	445,500	458,800	399,400	411,400	318,200	327,800
491,500	506,000	449,800	463,100	403,100	415,100	321,300	330,900

ト 医療職給料表(ロ)の適用を受ける者

1 等級		特 2 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級	
旧給料額	新給料額	旧給料額	新給料額	旧給料額	新給料額	旧給料額	新給料額	旧給料額	新給料額	旧給料額	新給料額	旧給料額	新給料額
877,700	389,500	339,500	350,200	316,500	326,300	268,400	276,900	219,400	226,300	172,000	177,400	122,400	126,300
882,000	393,800	343,300	354,000	320,100	329,900	270,800	279,300	221,600	228,500	174,000	179,400	124,000	127,900
886,300	398,100	347,100	357,800	323,700	333,500	273,200	281,700	223,800	230,700	176,000	181,400	125,600	129,500
890,600	402,400	350,900	361,600	327,300	337,100	275,600	284,100	226,000	232,900	178,000	183,400	127,200	131,100
894,900	406,700	354,700	365,400	330,900	340,700	278,000	286,500	228,200	235,100	180,000	185,400	128,800	132,700

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける者

特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
旧給料額	新給料額	旧給料額	新給料額	旧給料額	新給料額	旧給料額	新給料額	旧給料額	新給料額
364,400	375,600	318,300	328,200	286,000	294,900	243,300	250,900	208,700	215,300
368,100	379,300	321,000	330,900	288,500	297,400	245,700	253,300	210,900	217,500
371,800	383,000	323,700	333,600	291,000	299,900	248,100	255,700	213,100	219,700
375,500	386,700	326,400	336,300	293,500	302,400	250,500	258,100	215,300	221,900
379,200	390,400	329,100	339,000	296,000	304,900	252,900	260,500	217,500	224,100

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第四中「一〇四、〇〇〇円」を「一〇七、五〇〇円」に、「九三、四〇〇円」を「九六、六〇〇円」に、「八七、七〇〇円」を「九〇、七〇〇円」に改める。

別表第五中「九八、四〇〇円」を「一〇一、七〇〇円」に改める。

別表第六中「一六二、〇〇〇円」を「一六七、七〇〇円」に、「一三五、七〇〇円」を「一四〇、三〇〇円」に、「一一五、七〇〇円」を「一一九、六〇〇円」に、「一〇〇、〇〇〇円」を「一〇三、四〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一一七、九〇〇円」に、「九二、八〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に、「一一〇、二〇〇円」を「一一三、九〇〇円」に改める。

別表第七中「一六二、〇〇〇円」を「一六七、七〇〇円」に、「一三五、七〇〇円」を「一四〇、三〇〇円」に、「一一五、七〇〇円」を「一一九、六〇〇円」に、「一〇〇、〇〇〇円」を「一〇三、四〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一一七、九〇〇円」に、「九二、八〇〇円」を「九六、〇〇〇円」を「一一七、九〇〇円」に、「九二、八〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に改める。

〇〇〇円」に改める。
別表第八中「一六二、一〇〇円」を「一六七、七〇〇円」に、「一四九、三〇〇円」を「一五四、五〇〇円」に、「一一三、二〇〇円」を「一二七、四〇〇円」に、「一〇六、〇〇〇円」を「一〇九、六〇〇円」に、「九三、六〇〇円」を「九六、八〇〇円」に改める。
別表第九中「二三四、七〇〇円」を「二四二、五〇〇円」に、「一八六、二〇〇円」を「一九二、七〇〇円」に、「一五八、〇〇〇円」を「一六三、五〇〇円」に、「一四九、六〇〇円」を「一五四、七〇〇円」に改める。
別表第十中「一〇七、三〇〇円」を「一一一、一〇〇円」に、「一〇一、八〇〇円」を「一〇五、三〇〇円」に、「九三、九〇〇円」を「九七、一〇〇円」に、「九〇、七〇〇円」を「九三、八〇〇円」に、「八七、八〇〇円」を「九〇、八〇〇円」に改める。
別表第十一中「一一五、七〇〇円」を「一一九、六〇〇円」に、「一一〇、七〇〇円」を「一一四、五〇〇円」に、「一〇五、八〇〇円」を「一〇九、四〇〇円」に、「九二、二〇〇円」を「九五、三〇〇円」に改める。
別表第十三の公安職給料表の項中「二三号給」を「二一七号給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則号二十六号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の公安職給料表の表中

1,996円。ただし、	1号給 1,866円 2号給 1,974円
1,789円。ただし、	1号給 1,653円 2号給 1,717円 3号給 1,780円
1,663円。ただし、	2号給 1,525円 3号給 1,587円 4号給 1,650円

に改める。

1,996円。ただし、	1号給 1,804円 2号給 1,909円
1,789円。ただし、	1号給 1,599円 2号給 1,660円 3号給 1,722円
1,663円。ただし、	2号給 1,476円 3号給 1,534円 4号給 1,596円 5号給 1,657円

を

別表第二の教育職給料表(一)の表中

2,104円。ただし、	1号給 1,708円 2号給 1,794円 3号給 1,897円 4号給 2,001円
1,644円。ただし、	2号給 1,440円 3号給 1,491円 4号給 1,551円 5号給 1,614円

に改める。

2,104円。ただし、	1号給 1,653円 2号給 1,735円 3号給 1,834円 4号給 1,935円 5号給 2,035円
1,644円。ただし、	2号給 1,392円 3号給 1,441円 4号給 1,500円 5号給 1,560円 6号給 1,630円

を

2,034円。ただし、	1号給	1,551円
	2号給	1,630円
	3号給	1,708円
	4号給	1,794円
	5号給	1,897円
	6号給	2,001円
1,513円。ただし、	2号給	1,440円
	3号給	1,491円

別表第二の教育職給料表(二)の表中

に改める。

2,034円。ただし、	1号給	1,500円
	2号給	1,576円
	3号給	1,653円
	4号給	1,735円
	5号給	1,834円
	6号給	1,935円
1,513円。ただし、	2号給	1,392円
	3号給	1,441円
	4号給	1,500円

を

別表第二の医療職給料表(三)の表三等級の欄中

別表第二の医療職給料表(一)の表四等級の欄中

に改める。

別表第二の研究職給料表の表中

。ただし、1号給 1,587円。ただし、1号給 2,118円

を削る。

を削る。

1,788円。ただし、	1号給	1,629円
	2号給	1,714円
1,469円。ただし、	1号給	1,404円
	2号給	1,456円

を

1,788円。ただし、	1号給	1,684円
	2号給	1,774円
1,469円。ただし、	1号給	1,452円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十七号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（以下「管理職手当指定職」という。）」を削る。
別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	217,600 ^円	198,700 ^円	169,800 ^円	128,800 ^円	82,200 ^円	41,100 ^円
1年以上2年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	41,100
2年以上3年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	41,100
3年以上4年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	41,100
4年以上5年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	41,100
5年以上6年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	41,100
6年以上7年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	39,300
7年以上8年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	37,500
8年以上9年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	35,700
9年以上10年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	33,900
10年以上11年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	32,100
11年以上12年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	30,300
12年以上13年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	28,500
13年以上14年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	26,700
14年以上15年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	25,300
15年以上16年未満	217,600	198,700	169,800	128,800	82,200	23,900
16年以上17年未満	213,200	194,700	166,500	126,200	80,600	22,500
17年以上18年未満	208,800	190,700	163,200	123,600	79,000	21,100
18年以上19年未満	204,400	186,700	159,900	121,000	77,400	19,700
19年以上20年未満	200,000	182,700	156,600	118,400	75,800	18,300
20年以上21年未満	195,600	178,700	153,300	115,800	74,200	16,900
21年以上22年未満	188,600	172,500	148,200	111,900	71,700	16,200
22年以上23年未満	181,600	166,300	143,100	108,000	69,200	15,500
23年以上24年未満	174,600	160,100	138,000	104,100	66,700	14,800
24年以上25年未満	167,600	153,900	132,900	100,200	64,200	14,100
25年以上26年未満	160,600	147,700	127,800	96,300	61,700	13,400
26年以上27年未満	149,900	137,700	119,500	90,100	57,900	12,700
27年以上28年未満	139,200	127,700	111,200	83,900	54,100	12,000
28年以上29年未満	128,500	117,700	102,900	77,700	50,300	11,500
29年以上30年未満	117,800	107,700	94,600	71,500	46,500	11,000
30年以上31年未満	106,000	97,000	85,500	64,600	42,500	10,500
31年以上32年未満	94,200	86,300	76,400	57,700	38,500	10,000
32年以上33年未満	82,400	75,600	67,300	50,800	34,500	9,500
33年以上34年未満	68,200	63,600	57,000	43,800	30,300	9,000
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	8,500

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十八号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「一万七千六百円」を「一万八千三百円」に、「二千八百円」を「三千四百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

へき手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十九号

へき手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

八頭郡若桜町大字落折三九番地	池田小学校落折季	一級
八頭郡若桜町大字吉川一〇番地	若桜小学校吉川分校	一級
八頭郡若桜町大字春米一〇番地	若桜小学校春米分校	一級
八頭郡若桜町大字春米一〇番地	若桜小学校春米分校	一級
八頭郡若桜町大字諸鹿一八番地	若桜小学校諸鹿分校	一級
八頭郡若桜町大字米見野五九番地三	若桜小学校米見野分校	一級

八頭郡若桜町大字吉川一〇番地	若桜小学校吉川分校	一級
八頭郡若桜町大字春米一〇番地	若桜小学校春米分校	一級
八頭郡若桜町大字春米一〇番地	若桜小学校春米分校	一級

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「五千百円」を「五千三百円」に改め、同条第一号中「六百円」を「七百円」に改め、同条第二号中「千八百円」を「千六百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中

33.5
25.8
17.0
12.3
10.4
7.8
7.4

を

34.5
26.5
17.5
12.6
10.7
8.0
7.6

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表の2の項中

町 長 部 局	課長 室長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)
町 長 部 局	課長 室長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

町 長 部 局

課長 局長 室長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

に改め、同表の3

	課長	教頭	校 校長 教頭	町長 部 局 課長 室長	の項中 町長 部 局 課長	の項中 村長 部 局 局長 総務課長	の項中 村長 部 局 総務課長
に改め、同表の10の項中	を	に改め、同表の9の項中	を	に、	を	に改め、同表の4	を
保 育 所 所長	保 育 所 所長	町長 部 局 課長	農 業 委 員 会 事 務 局 局長	小 学 校 校長	小 学		

同表の18の項中	を	に改め、同表の14の項中	(総務課に所属する。)	を	に改め、同表の12の項中	を
町長 部 局 課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)	町長 部 局 課長 局長 教育長 次長	町長 部 局 課長	支 所 支所長	支 所 支所長	支 所 支所長	保 育 園 所長 保健センター 所長
	に改め、		国民宿舎員がら荘 支配人	保 育 所 所長	町長 部 局 課長 局長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)	

に改め、同表の38の項中

町長部局 課長 人事係長

を 町長部局 課長 室長

に改め、同表の29の項中

町長部局 課長

を

教育委員会事務局 教育長
学校給食センター 所長

局 課長 室長

に、

教育委員会事務局 教育長

町長部局 課長 企画室長

を 町長部

部局 課長 局長

に改め、同表の28の項中

の項中

町長部局 課長

を 町長

を

町長部局 課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

に改め、同表の26

る。

を 町長部局 課長 室長 人事係長

に改め

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月七百円(送料を含む。)】